



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年2月21日（火） 第10076号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	2
告 示	
○免税軽油使用者証の無効（税務課）	3
○免税証の無効（同）	3

■ 規則

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三号

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築士法施行細則(昭和五十年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第二十八条第一項第三号中「上半身を写した」を「撮影した」に改める。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号中「**「写真」**」を削り、「**「写した」**」を「**「撮影した」**」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年二月二十八日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県建築士法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県建築士法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第43号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和5年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を 交付した事務所	亡失年月日
農業	04-00173	令和4年3月1日から 令和6年3月31日まで	高崎行政県税事務所	令和4年12月30日

◎群馬県告示第44号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和5年2月21日

群馬県知事 山本 一 太

免税証 の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売 業者の所在地及び名称	免税証を 交付した 事務所	亡失年月日
20リットル券	農業	E04200196 ~ E04200207	12 枚	令和4年3月 1日から令和 5年2月28 日まで	群馬県高崎市下里見町13 22 有限会社山木商事	高崎行政 県税事務 所	令和4年1 2月30日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111